

岩手県監査委員告示第6号

監査結果の公表（平成23年岩手県監査委員告示第40号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年3月9日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 佐々木 大和  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 秘書広報室広聴広報課
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 平成23年8月19日
  - (2) 本監査実施日 平成23年9月13日
- 3 監査結果の公表の日 平成23年10月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の変更に当たり、変更契約していないものが1件、1,983,938円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託業務の変更に当たり、変更契約をしていなかったものについては、平成23年8月30日付けで契約変更手続きを行った。 また、再発防止のため契約事務についての研修を行い、理解を深めた。 今後は適正な事務の執行に努める。